

公益財団法人 東洋療法研修試験財団
奈良 信雄 殿

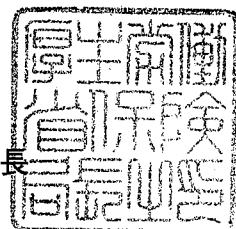
令和2年7月29日付東療生第45号で申請のあった公益財団法人東洋療法研修試験財団を、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日付保発0304第1号保険局長通知)の別添「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実施機関の登録規程」の4の規定により、登録研修機関として下記のとおり登録する。

なお、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日付保発0304第1号保険局長通知)のII施術管理者研修を遵守すること。

また、これに適合しなくなった場合には、登録を取り消すこともあるので注意されたい。

令和2年8月6日

厚生労働省保険局長



記

一 登録番号

1

二 登録研修機関の名称及び主たる事務所の所在地

名 称：公益財団法人 東洋療法研修試験財団

所在地：東京都台東区上野7丁目6番5号 VORT 上野Ⅱ 6階

三 研修の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称：公益財団法人 東洋療法研修試験財団

所在地：東京都台東区上野7丁目6番5号 VORT 上野Ⅱ 6階

四 登録の年月日（研修の業務を開始する年月日）

令和2年9月1日

五 登録期間

令和2年9月1日から令和7年8月31日の5年間